

退職される方へ 退職後の健康保険について

退職後の健康保険には、「国民健康保険」、「協会けんぽの任意継続」、「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの選択があります。

毎月納める保険料などを比較の上、選択された健康保険にお手続きください。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険
手続き先	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	- 退職日まで被保険者期間が継続して2か月以上あること - 退職日の翌日から20日以内に手続きすること	- ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります - ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	- 保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。 - 保険料の減免制度があります - お住まいの市区町村により保険料額が異なります。	保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍にした額になります。 ※ただし、保険料の上限があります。また、お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍にした額とならない場合があります。	被扶養者の保険料負担はありません

協会けんぽの任意継続をご希望される方は次の点にご注意ください

- 任意継続の申請の加入手続きは、退職日の翌日から20日以内に提出が必要です。
- 加入期間は、最長2年間です。
- 令和7年4月納付分から標準報酬月額限度額の上限が30万円から32万円に変更されます。任意継続の保険料が変わる方もいますので、ご注意ください。

従業員の方が退職した際の 健康保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の返却について

資格喪失日以降、それまで使用していた健康保険証・資格確認書は使用できません。

被保険者もしくは被扶養者が資格を喪失したときは、速やかに健康保険証・資格確認書等を返却してください。

	健康保険証 ☐ 令和7年12月1日までの退職の場合 → 資格喪失届に添付して返却してください。 ☐ 令和7年12月2日以降の退職の場合 → 返却は不要です。
	資格情報のお知らせ 返却は不要です。
	資格確認書 ☐ 有効期限内の退職の場合 → 資格喪失届に添付して返却してください。 ☐ 有効期限が切れている場合 → 返却は不要です。

12月からマイナ保険証を基本とする仕組みに切り替わりました!



マイナ保険証なら退職後も返却する必要がなく、ずっと手元にお持ちいただけますので、ぜひご利用ください。

【任意継続保険に関するお問い合わせ先】

協会けんぽ岐阜支部 業務グループ ☎058-255-5155(自動音声案内①)